

6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

【学校教育法施行規則 172 条の 2 第 1 項第 6 号関係】

<成績の評価>

学 則

第 11 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の試験の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。
- 3 病気その他止むを得ない事故のために試験を受けることのできなかつた者には、追試験を行うことができる。
- 4 前 2 項の試験を受けるには、その学年のはじめに届け出た科目について授業時間の 3 分の 2 以上を出席していなければならない。

成績評価に関する規定

(1) 成績の評価は、秀・優・良・可・不可と表示し、「可」以上を合格とする。

「不可」は不合格とし、単位は認定されない。

(2) 前項の成績の評価は、定期試験、及びレポートの成績等を総合して、次の基準により行う。

秀(S)	90～100
優(A)	80～90 未満
良(B)	70～80 未満
可(C)	60～70 未満
不可(D)	60 未満

(3) 学習成績の結果は、「成績通知書」により学生に通知する。

成績の評価は、期末試験・論文・レポート・実技・平常の成績等を総合して行い、秀、優、良・可・不可と表示される。

不可の場合は、その科目の単位が不認定となる。

また、期末試験（追試験・再試験を含む）の受験中に不正行為があったと認められた場合は、その学期の全試験科目の成績が評価されない。

＜卒業の認定に当たっての基準＞

学 則

- 第12条 本学を卒業するには、学生は2年以上在学し、第9条および第11条第1項の定めるところにより、科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 2 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
 - 3 前項の規定により、卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

卒 業 の 要 件

卒業の要件は、2年以上本学に在学し、教養に関する教育科目、専門に関する教育科目の必修科目、選択科目を次の基準により合計62単位以上履修しなければならない。

食物栄養学科

- ア. 教養に関する教育科目
19単位のうち12単位以上
- イ. 専門に関する教育科目
必修科目 12単位
選択科目 38単位以上

資格取得の要件

- 1 本学では、卒業を基礎資格として、所定の単位を修得すると、栄養士の資格が取得できる。
また、資格認定試験に合格すると、次の資格（称号）が取得できる。
フードスペシャリスト・健康管理士一般指導員・ベーシックきのこマイスター
- 2 資格（称号）の取得の要件は、卒業を基礎資格として、それぞれの資格について定められている。
「(3)資格取得に関する教育科目」の項参照。

(1) 教養に関する教育科目

授 業 科 目	単 位 数		履修法	資 格 取 得 科 目	適 当 授 業 時 間 数			
	必 修	選 択			1 年		2 年	
					前 期	後 期	前 期	後 期
信濃の風土と文化		2	講義		2			
生 活 と 音 楽	1		演習		2			
生 活 文 化 論 (マナー教育)	1		演習		2			
生 活 文 化 論 (マナー教育)	1		演習			2		
暮らしと法律		2	講義		2			
人 間 生 活 論		2	講義				2	
栄 養 英 語 (基礎英語)	2		講義		2			
キャリアデザイン (基礎)		2	講義			2		
キャリアデザイン (展開)		2	講義				2	
情 報 処 理 演 習	1		演習		2			
情 報 処 理 演 習	1		演習			2		
ス ポ ー ツ と 健 康	1		実技		2			
ス ポ ー ツ と 健 康	1		実技			2		
計	9	10	-		14	8	4	0

印 栄養士資格取得者必修科目

印 フードスペシャリスト資格受験必修科目

印 健康管理士一般指導員資格取得者必修科目

履修方法

卒業に必要な単位数は、62単位以上である。

(1) 教養に関する教育科目

受講登録は、教育課程の必修科目9単位と選択科目10単位の中から3単位以上選択し、合計12単位以上とすること。

(2) 専門に関する教育科目

専門に関する教育科目は、必修科目12単位、選択科目54単位である。卒業に必要な単位数は、必修科目12単位と選択科目の中から38単位以上を修得しなければならない。

栄養士の資格を取得するには、印で示した栄養士必修科目10単位と、選択必修科目42単位を修得しなければならない。

フードスペシャリストの資格を取得するには、印で示した必修科目22単位を修得しなければならない。(35ページ参照)

資格試験にも関係するため、印はできるだけ履修することが望ましい。

健康管理士一般指導員の資格を取得するには、教養に関する教育科目、専門に関する教育科目のうち印で示した必修科目18単位を修得しなければならない。(36ページ参照)

きのこマイスターの資格を取得するには、印をできるだけ履修することが望ましい。

(3) CAP制

卒業の要件として学生が修得すべき単位数について登録できる単位数は年間50単位とする。

(2) 専門に関する教育科目

授 業 科 目	単位数		履修法	資格取得のための科目	週当授業時間数			
	必修	選択			1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
公衆衛生学		2	講義				2	
社会福祉概論	2		講義		2			
解剖生理学		2	講義		2			
解剖生理学		2	講義			2		
解剖生理学実習		1	実習			3		
運動生理学 (スポーツ栄養学を含む)		2	講義				2	
生 化 学		2	講義					2
生化学実験		1	実験					3
食品学総論	2		講義		2			
食品学実験	1		実験		3			
食品学各論 (食品加工学を含む)		2	講義		2			
食品衛生学		2	講義				2	
食品衛生学実験		1	実験				3	
栄養学総論	2		講義		2			
栄養学実験・実習		1	実験			3		
臨床栄養学総論		2	講義			2		
栄養学各論		2	講義				2	
栄養学各論実習		1	実習				3	
臨床栄養学各論		2	講義				2	
臨床栄養学実習		1	実習					3
栄養指導論実習		1	実習		3			

授 業 科 目	単位数		履修法	資格取得のための科目	週当授業時間数			
	必修	選択			1年		2年	
					前期	後期	前期	後期
栄養指導論		2	講義			2		
栄養指導論		2	講義				2	
栄養指導論実習		1	実習					3
公衆栄養学		2	講義					2
調理学実習	1		実習		3			
調理学実習		1	実習			3		
調 理 学	2		講義			2		
給 食 管 理		2	講義			2		
給食管理実習		1	実習				3	
給食管理実習		1	実習					3
給食管理実習		1	実習					3
食品学各論		2	講義					2
食品の消費と流通		2	講義					2
フードスペシャリスト論		2	講義					2
フードコーディネーター論		2	講義					2
健康管理概論		2	講義					2
環 境 と 健 康 (統計学を含む)		2	講義					2
食 生 活 論	2		講義			2		
総 合 演 習		2	演習				2	2
計	12	54	-		19	21	23	30

印 栄養士資格取得者必修科目

印 フードスペシャリスト資格受験必修科目

印 健康管理士一般指導員資格取得者必修科目

栄養士免許を取得するためには給食の運営についての校外実習を受ける必要がある。校外実習の準備として位置づけられている授業において、出席状況や成績状況及び校外実習に臨む姿勢・意欲に欠けると思われる場合、原則として校外実習を受けることができないこともある。本学における実施要領は下記のとおりである。

校外実習実施要領

「栄養士養成施設における校外実習要領」に基づいて実施する。

実習目的

栄養士養成施設における校外実習は、給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。併せて、本学の建学の精神である「配慮ある愛の実践」を更に身に付ける学びとする。

実習施設

管理栄養士又は栄養士が専従していて、特定多数人に継続して食事を提供する医療・福祉施設・学校・事業所等いずれか1か所において行うこと。

実習時間

45時間以上（事前・事後指導を含む）

実習方法

- (1) 校外実習に当たっては、その教育効果をあげるため、原則として少数グループにより行う。
- (2) 担当職員は、あらかじめ、実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士又は栄養士と実習内容等について十分協議の上、校外実習を実施する。

事前・事後指導

実習に関する事前・事後指導はすべて受講すること。受講しなかった場合、単位認定されないこともある。

事前・事後教育の重要性を考慮し、「総合演習」2単位のうち1単位は校外実習の事前・事後指導の充実にあてる。

実習費用

実習にかかる費用は、学生の実費負担とする。

(3) 資格取得に関する教育科目

(3) - 1 栄養士 (32頁、33頁、34頁に説明あり)

(3) - 2 フードスペシャリスト

フードスペシャリストは、食品の流通や販売部門の専門家として、
 消費者個々の嗜好や健康状態に合った食品が勧められる。
 消費者のニーズを早くつかんで売場をコーディネートできる。
 店舗に対し食品に最適の管理方法を指導できる。
 このような食に関する高度な知識と技術をもった専門職である。

授 業 科 目	単 位 数	履 修 法	週 当 授 業 時 間 数			
			1 年		2 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期
情 報 処 理 演 習	1	演 習	2			
情 報 処 理 演 習	1	演 習		2		
食 生 活 論	2	講 義		2		
フーズスペシャリスト論	2	講 義				2
栄 養 学 総 論	2	講 義	2			
食 品 学 総 論	2	講 義	2			
食 品 学 各 論 (食品加工学を含む)	2	講 義	2			
食 品 学 各 論	2	講 義				2
食 品 学 実 験	1	実 験	3			
栄 養 学 実 験 ・ 実 習	1	実 験		3		
調 理 学	2	講 義		2		
フーズコーディネート論	2	講 義				2
調 理 学 実 習	1	実 習	3			
調 理 学 実 習	1	実 習		3		
食 品 衛 生 学	2	講 義			2	
食 品 衛 生 学 実 験	1	実 験			3	
食 品 の 消 費 と 流 通	2	講 義				2
環 境 と 健 康 (統計学を含む)	2	講 義				2
計	22 7	-	14	12	5	10

履修方法

フードスペシャリストの資格を取得するには、

- 1 教養に関する教育科目、および専門に関する教育科目の中から 印で示した必修科目22単位を修得しなければならない。
- 2 資格試験にも関係するため、 印はできるだけ履習することが望ましい。
- 3 日本フードスペシャリスト協会の試験に合格しなければならない。
- 4 資格取得費用は、受験料、資格登録料を含め7,400円。
- 5 専門フードスペシャリスト (食品開発)、(食品流通サービス) の受験料、資格登録料はそれぞれ 3,700円。

(3) - 3 健康管理士一般指導員

本資格は、特定非営利活動法人日本成人病予防協会と（財）生涯学習開発財団の認定するものであり、健康管理や予防医学の普及・指導を行う能力を備えたことを認定するものである。

協会指定の教科目を履修し、資格認定試験に合格しなければならない。資格取得費用は、受験料、資格登録料等を含め21,500円。

健康管理士一般指導員に関する教育科目

協会指定科目	本学該当科目（読み替え科目） - 内容と照合
健康管理学	健康管理概論 食生活論
成人病の基礎知識	臨床栄養学総論 臨床栄養学各論
健康管理のすすめ方	公衆衛生学
心の健康管理	健康管理概論 人間生活論
生活を守る栄養学	栄養学総論
生活環境と健康	環境と健康
身体を守る健康知識	運動生理学

(3) - 4 きのかマイスター

本資格は、一般社団法人日本きのかマイスター協会の認定するものであり、きのかの生理特性、栄養学、食生活、マイコファジスト等の知識を備えたことを認定するものである。

協会指定の講座を受講し、資格認定試験に合格しなければならない。

資格取得費用は、教材費、受験料、資格登録料等を含め、25,410円。

資格試験にも関係するため、専門に関する教育科目の項の 印はできるだけ履習することが望ましい。